

平成19年10月17日

部局等の長 様

総務部長

平成20年度京丹後市予算編成方針について

平成20年度については、国においては、「経済財政改革の基本方針2007」(H19.6.19閣議決定)において「人口減少下における成長の実現」、「21世紀型行財政システムの構築」、「持続的で安心できる社会の実現」の3つの柱で取り組むこととされている。

本市においては、平成20年春に市長選挙が実施される予定のため『骨格型』の予算を編成することとしているが、引き続き「総合計画(実施計画)」、「行財政改革推進計画(集中改革プラン)」との整合を図りつつ、本年7月に策定した「財政計画」も視野に入れ、財政健全化に向けた取り組みを実施することとしている。

本市の財源状況については、自主財源3割・依存財源7割という財源構造のなか、国において地方交付税総額の抑制などにより、状況はさらに厳しさを増すことを想定している。歳出においては、職員の採用抑制のため人件費は減少するものと想定しているが、扶助費及び特別会計等への繰出金は増加傾向にあるとともに、大型の普通建設事業の実施が多く計画されている。

厳しい財政状況の中、『持続可能な財政構造』を構築するため、縮小傾向にある限られた貴重な財源を慎重に選択し、予算を編成することが不可欠となっている。また、市民協働によるまちづくりを推進していくためには、可能な限りの情報開示、市民と一体となった取り組みを進める中で、行政と民間の役割分担をより明確にするとともに新たな創造がさらに必要である。

平成20年度は「骨格型」予算を編成するものの、予算規模の把握及び財源調整等の必要があるため、例年どおりの年間(想定)予算で編成し、その後「骨格型」予算へ調整するものとする。詳細については、別添の留意事項を参照し、適切に対処されたい。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(H19.6.22成立)が成立し、平成19年度決算から「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4比率(これらを「健全化判断比率」という。)の公表、平成20年度決算からは「健全化判断比率」のいずれかが早期健全化基準を超えた場合は『財政健全化計画』を策定しなければならないため、この比率にも留意しつつ、予算を編成する必要がある。

平成20年度予算編成上の留意事項

(1) 骨格型予算の編成

- ア 平成20年春に市長選挙が予定されているため、平成20年度当初予算は、政策的施策及び新規事業を除いた「骨格型」の予算を編成するものとする。
- イ 「骨格型」予算を編成することとしているが、平成20年度に計画されている年度の事業予算規模及び財源状況を事前に把握する必要があるため、例年どおりの年間予算(案)を編成後、「骨格型」予算へ調整するものとする。
- ウ 補正予算は、制度改正・国府の新規事業採択等の予算編成後の特別の事由に基づくもののみとしているが、平成20年度は6月定例会での補正予算で、政策的施策及び新規事業を加味した補正予算を編成することとしている。
- エ 極めて厳しい財政状況のため、年間予算(案)において地方交付税の削減及び今後の合併特例債等の市債発行に伴う公債費の増加など、将来的な財政状況等を勘案し、徹底した歳出規模の抑制を図るものとする。
- オ 職員の新規採用を控えているため総職員数は減少となるが、年度内実行が確実に見込める事業規模(量)で、年間予算(案)を編成するものとする。

(2) 財政健全化への取り組み

- ア 行財政改革推進計画及びその指針等に基づき、平成21年度での基礎的財政規模270億円程度(一般会計)を目指した取り組みを引き続き実施し、予算規模の抑制を図り、財政健全化を目指すものとする。

なお、財政健全化のための主な留意事項は下記のとおりである。

人件費

職員数の削減及び職員給与制度等の改革を推進する中で、特別職の給与等を含めて行革計画に基づいた削減を目指す。

物件費

新規事業分も含め、平成19年度当初予算総額を上限とする。このため、総額としては増加しないものであること。

補助金

後日、「補助金検討会議」(仮称)で、予算見積り方針が示されるため、

この方針に基づき予算を見積ること。

アウトソーシング（外部委託）

経費節減が図られ、かつ、業務が効果的・効率的に実施できるものを積極的に実施することとしている。このため、新たにアウトソーシングを実施しようとするものは、実施計画書を作成し、事務事業評価委員会の審査を受けるものとする。

「京丹後市総合サービス株式会社」への委託も同様である。

イ 事務・事業に対する自主的評価を行い、目標、費用対効果、実施成果等を検証し、市民等へ説明責任が果たせるように努めるものとする。

（３）市総合計画（実施計画）に基づいた事業実施

ア 平成１９年度の「総合計画（実施計画）」に基づいた事業実施が基本となる。

イ 予算は、総合計画（実施計画）の目標を達成するための一つの手段であることから、事務事業の総合計画上の位置付けを明確にし、事務事業評価と連動するものとする。

（４）事務事業の重点化等

ア 平成２０年度は「骨格型」の予算としているが、予算編成段階において財源等事前に把握するため、新規の大型事業等についても例年どおり予算見積書を作成するものとするが、大型事業を実施していくには、既存の事務事業の廃止又は大幅縮小による財源確保が必要となるので、抜本的な事務事業を見直した上で予算見積りを行うものとする。

イ 平成２０年度予算編成においても、各部局の重点化事業に優先順位を付け、より効果的な事業実施と財源の効率的配分を実現するものとする。

（５）指定管理者との協議・調整

ア 指定管理施設については、指定管理者と十分な協議・調整の基で予算を編成するものとする。

イ 指定管理委託料及び施設管理施設の大規模修繕等の予算見積りについては、企画推進課との調整結果に基づくものとする。

（６）予算編成過程の公開

ア 市民協働のまちづくりを推進するため、平成２０年度予算編成について

も、引き続きその編成過程を公開し、財政の透明性を確保することとする。

(7) 財源の確保

ア 平成19年度で所得税の一部が税源移譲されたことにより、今まで以上に税収確保は重要となる。このため、税負担の公平性を確保する観点からも、より精査し、かつ、確実な数値で予算を見積もるものとする。

イ 市有財産については積極的な利活用を図るとともに、売却可能な財産については、積極的に売却し、一般財源の確保に努めるものとする。

ウ 国庫支出金については、一般財源化又は交付金化されるなど制度変更が多くある中、国の情報を的確に捉え、遺漏のないようにすること。また、事業を円滑に実施するため、国の制度を熟知した上で積極的に活用するものとする。

エ 府支出金については、府の予算編成の情報を早期に入手するなどし、府制度の有効活用を図るものとする。また、府の削減部分を安易に市費で補うことのないようにすること。

オ 市債については、市債残高の逡減のためにも発行は極力抑制するものとする。また、市債発行に頼った事業計画を安易に見積もることがないようにすること。

カ 分担金及び負担金、使用料及び手数料等については、受益者負担の公平性を確保する観点から、不均衡なものがあるときは是正するとともに、その徴収の適正化に努めるものとする。また、安易な軽減及び減免措置を講じることがないようにすること。なお、条例等の改正が必要となるものについては、予算と例規の整合性を確保すること。

(8) 財政健全化法に対する取り組み

ア 高金利市債の繰上償還又は借換えを積極的に実施し、将来の公債費の負担増加を抑制する。

イ 将来負担を伴う債務負担行為及び継続費については、その事業効果等を厳格に審査した上で設定する。

ウ 限りある財源を効果的に配分し行政サービスを維持していくため、事務事業の「スクラップ・アンド・ビルド」の徹底により、経費の純増を防ぐ。

エ 特別会計については、安易に税（一般財源）に頼ることなく、独立採算の原則を堅持し、それぞれの収入に応じた事業（施策）を実施する。

平成20年度予算編成要領

1 特別的事項

(1)「骨格型」予算

平成20年度予算においては、「骨格型」の予算としているが、財源等の関係で年間予算(案)も一旦編成するものとしている。主な編成の流れについては、下記のとおりとしている。

予算見積書提出(年間予算、骨格予算未計上分の明記)

財政課等ヒアリング・査定(年間予算、骨格予算未計上分の精査)

市長査定(年間予算、骨格予算未計上分の確定)

平成20年度予算(案)確定(骨格型予算)

(2)「特徴的施策調書(仮称)」の作成

平成20年度予算は「骨格型」で編成するものの、年間予算(案)での新規事業、拡充事業、縮小事業及び廃止事業を明確に区分し、予算配分にメリハリを付けるものとする。廃止事業の以外については、実施するための財源、目標成果、事業効果等、廃止事業については、廃止する経緯、理由等を明確にし、予算見積りに対する説明責任はもとより、市民等への説明責任を明確に果たす必要がある。

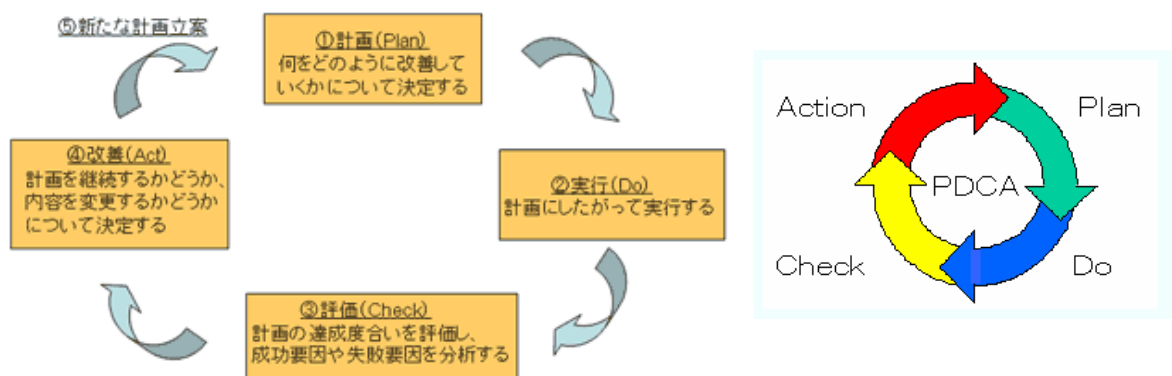
このため、「[一般会計予算特徴的施策調書](#)」(様式A)を課等ごとに作成し、他の指定書類とともに提出すること。

なお、本調書は年間予算(案)での各課等の予算見積書作成時に作成するものとし、財政課・総務部長査定及び市長査定で数値増減があるものについては、その都度、修正をする必要がある。

(3) 予算と総合計画(実施計画)及び事務事業評価の整合性の確保

平成20年度予算編成から総合計画(実施計画)の区分に基づくとともに、事務事業評価を実施する単位区分で、「細事業」を設定するものとする。これにより、これまでの「経常的事业」及び「臨時的事业」は廃止するものとする。

平成20年度から総合計画に基づき「PDCAサイクル」として予算編成(P)予算執行(D)事務事業評価(C)実施計画(A)を確立していくこととする。



2 一般的事項

予算見積りにあたっては、国においては平成23年度のプライマリーバランスの均衡を目指した財政健全化のため制度変更も予定されている。また、京都府の予算編成方針等も明らかにされておらず、現時点では地方財政計画も示されていない。このため、これらの動向に注視しておく必要があるものの、現段階での情報に基づいた予算見積りを原則とする。

なお、国府の動向等が明らかになった時点で、可能な限りその情報を反映させるものとする。

(1) 見積り等に当たっての留意事項

ア 市の一般財源には限度がある。平成20年度以降の財源状況は以前にも増して厳しい見通しとなっている。より効果的に事業を実施するため、財源も効果・効率的に配分していくことが必要である。このため既存事業の廃止や縮小を積極的に実施し、事業実施財源の確保に努めること。

イ 効果的な財源配分を可能とするため、全ての事務事業に優先順位を付けるなど、重点項目を整理しておくこと。

ウ 新規事業については、骨格型予算のため当初での計上は見送る方向であるが、年間予算(案)を編成することとしているため、当該事業に係る一般財源については、既存事業の廃止(スクラップ)・縮小によりその財源を確保すること。

エ 部課等を横断する施策については、効果的かつ効率的に事業執行するため事前に関係部課等で十分な協議・調整をしておくこと。未調整事業等については、事業実施困難なものとして取り扱う方向であること。

オ 地区要望事業については、本庁部局と市民局との調整を十分に行うとともに、市の財政状況を勘案し、真に緊急性の高いもの、事業効果の高いものを中心に予算見積りすること。

カ 行政が真に責任を持つべき分野を的確に見極め、その必要度、緊急度の検討及び施設水準の適正化に配慮すること。また、適用範囲を拡大する場合については、市の財政負担との関係を十分に検討した上で予算見積りすること。

キ 国府の補助事業については、その削減(縮小)分を安易に一般財源で補てんすることがないようにすること。また、国府の補助期間が終了又は廃止された場合は、原則、本市の事業も終了するものとする。

ク 歳入の算定にあたっては、あらゆる資料によりの確に数値を把握するなど、財源の確保に努めること。(特に国府の制度改正や予算編成の動向について留意すること。)

(2) 関係団体等への要請・指導等

市が補助等を行っている団体等については、市の取り組みに準じた経常経費の節減、事務事業の整理、合理化、自主財源の強化を要請すること。また、団体の財政状況を

的確に把握し、交付基準の見直しや廃止を積極的に検討すること。

(3) 市民等への説明責任の確保

市民等への説明責任が果たせるように配慮するとともに、議会等で指摘のあった事項及び市民からの要望事項等については、必要性、緊急性等を十分に検討するとともに費用対効果も検証するなど総合的に判断すること。

また、市条例、規則等との整合性も確保すること。

3 歳入に関する事項

歳入の見積りについては、法令等その他の根拠及び積算の基礎を明確にし、その算定に当たっては、対象、数量及び補助率等を十分に検討し、適正な財源の確保に努めること。

(1) 市税

ア 今後の経済情勢の推移及び税制改正の動向を的確に反映し、課税客体の正確な捕捉と適正な課税に努めるとともに、市内産業の構造の特性等を勘案した見込額を計上すること。

イ 引き続き適正な賦課、徴収に努め、収納率向上による市税負担の公平性を確保すること。

(2) 地方譲与税、地方交付税等

ア 地方財政計画の見通しや従来の実績等を勘案するとともに、制度改正等に十分留意して見積もること。

イ 地方交付税については、最新の情報に基づき積算するとともに、過大な見積りを避け、予算割れとならないように努めること。

(3) 分担金及び負担金

特定事業の経費に充てるため、その受益の範囲内で徴収すべきであり、公平を欠くことのないよう適正な負担を求めるとともに、法令等にも十分留意して計上すること。安易な減免をせず、適正な徴収に努めること。

(4) 使用料及び手数料

ア 受益者負担の原則に立ち、住民間の公平確保の面からも妥当性を欠くものについては積極的な見直しを行い計上すること。

イ 指定管理者管理施設の使用料については、指定管理者の収入となることに留意すること。

ウ 「行政財産使用料条例」に基づき、適正な額を予算計上すること。その際、手続き漏れ、把握漏れが無いように十分に点検すること。

(5) 国・府支出金

- ア 国・府の予算編成の状況、制度改正、一般財源化の状況に留意しながら、補助率、負担率、基準単価等を的確に把握し過大とならないよう見積もること。
- イ 補助事業といえども、将来的な補助の削減が財政運営を圧迫する要因にもなっていることから、安易に対応することなく、その必要性・効果等を十分に検討し、各種施策について優先順位を付け厳選すること。
- ウ 京都府の「未来づくり交付金」については、財政課で一括計上するため、原課では歳入見積りは行わないこと。また、同交付金を充てにした事業計画は厳に慎むこと。なお、既存の補助制度が廃止された場合、未来づくり交付金での財源措置は困難であること。

(6) 財産収入

- ア 財産管理の適正化と運用の合理化に努め、価格料率等については的確な検討を加え、従来の実績等を勘案し計上すること。
- イ 土地建物の財産貸付収入については、該当箇所の一覧表を作成し、正確に把握し、積算漏れがないようにすること。
- ウ 遊休土地等の処分を積極的に実施し、財源確保に努めること。

(7) 寄附金

- その性格等を十分検討し、確実な収入見込み額のみを計上すること。

(8) 諸収入

- ア 貸付金元金収入については、償還表等に従い的確な数値を計上するとともに、滞納繰越分についても、その解消に努めること。
- イ 雑入等については、従来の実績等を勘案し、その確実な収入見込額を計上すること。

(9) 市債

- ア 市債の発行については、将来の財政硬直化を避けるため抑制する必要がある。このため、事業の緊急度、事業効果等を十分に検討し見積もること。
- イ 地方交付税措置等で財政支援が講じられるものを中心に、有効な活用を図ること。
- ウ 市債は、事業執行上の財源であるため、国府補助金等と同様に、市債制度を十分熟知した上で、事業担当課で積算すること。なお、不明な点については、財政課と事前に協議すること。
- エ 市債を財源として実施する事業については、国府の検査対象となる場合があるので、単独事業であっても、原則、国庫補助事業に準じた手続きが必要となるとともに、受検の際の事業説明は事業担当課が行う必要があること。

オ 政府資金等補償金免除の繰上償還に伴う借換債の発行については、当初予算で必ず計上すること。

カ 市債を財源として実施する事業については、年間予算(案)に事業計上すること。

4 歳出に関する事項

歳出の見積りについては、以前にも増して極めて厳しい財政状況下にあることから、重要性・緊急性の高いもので、かつ、行政目的及び事業効果を十分検証した上で、その中で必要最小限の見積りを行うこと。また、これまでの経緯のみに束縛されることなく、柔軟かつ客観的な視点で事務事業の見直しに努めること。

なお、歳出予算積算書(様式3)に記載する各種数値は、全て「税込み」での記載とする。

なお、把握漏れ等による計上漏れが多く見受けられているため、再点検・確認を十分に行い遺漏のないようにすること。

(1) 人件費(報酬、給料、職員手当等、職員に係る共済費)

各種委員・顧問報酬

現行の報酬額(単価)で見積もること。なお、新規の非常勤特別職等を設置する場合は、事前に人事課と協議すること。

職員給与費

ア 平成19年度末での退職予定職員分も精査し積算すること。

イ 時間外勤務手当については、過去の実績に勘案し積算することとするが、事務事業執行の工夫、事務改善等によりその縮減に努めること。

ウ 補助事業等により事業費支弁が認められるものについては、最大限活用するよう努め、事業所管課で計上すること。

エ 企業会計・特別会計分については、予算見積り用数値を人事課より連絡するので、それにより計上すること。

議員人件費

平成20年5月からの議員定数分を見込んで積算すること。

(2) 物件費(賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等)

本経費については、徹底的な抑制を図ること。

「京丹後市総合サービス株式会社」を活用した人材派遣又は業務委託

ア 原則、下記の業務以外の臨時職員については、「京丹後市総合サービス株式会社」(以下、「サービス会社」という。)からの人材派遣によるものとして積算すること。

相談員、介護保険区分認定調査員、障害者区分認定調査員、保育士、幼稚園教諭、スクールサポーター、看護師、歯科衛生士、保健師、栄養士

イ サービス会社からの派遣職員の委託料については、下記の単価表により積算すること。なお、単価が変更となった場合は、別途通知する。

業務内容	委託単価（税込み）		備考
	1日当たり	1時間当たり	
一般事務員	8,654 円	1,116 円	
医療事務員	9,078 円	-	
作業員又は管理員	7,542 円	962 円	
学校作業員	8,715 円	1,151 円	
調理師	8,684 円	1,136 円	
調理員	8,576 円	1,063 円	
放課後児童クラブ指導員	-	1,092 円	
放課後児童クラブ指導助手	-	1,019 円	

ウ 補助事業の事務費を活用した臨時職員の任用については、真に必要なものに限
り、原則、サービス会社からの人材派遣を受けるものとして積算すること。

エ 新規に臨時職員の雇用を検討している場合で、サービス会社からの派遣適用の
可否について疑義がある場合は、行財政改革推進課と事前に調整すること。

臨時職員賃金等

ア 臨時職員に係る社会保険料、雇用保険料について積算漏れがないよう十分に注
意すること。

イ 「臨時的任用職員等の予算要求上の留意事項」を参照し、現行の賃金単価で積
算すること。また、[「臨時職員等予算要求一覧表」\(様式 9\)](#)を作成のうえ、併せ
て提出すること。

本通知以降に、賃金単価が変更となった場合は、その変更後の賃金単価で再
積算すること。

ウ 「賃金」の科目で予算計上する場合は、全て人事課の配当予算とするが、その
見積りについては、雇用所管課（原課）で予算見積書を作成すること。

旅費

ア 同一目的の出張については、必要最小限の人数とすること。

イ 全国的規模の大会・協議会への参加は、資質向上等の研修目的であったとして
も、当面の間は特別の理由がない限り認めないものであること。

ウ 原則、舞鶴、綾部、福知山以北の出張については公用車を活用するとともに、
同一出張で3人以上となる場合は公用車出張として積算すること。

エ 会議等に伴う会議出席負担金については、懇親会的な内容のものは一切認めな
い。委員等の非常勤特別職についても同様とする。

オ 各種団体の研修への随行については、行政としての必要性等を十分に検討した
上で必要最小限での見積もりをすること。

- カ 非常勤特別職等の参集に係る費用弁償の計上漏れがないようにすること。
- キ 財務運用マニュアル内の「10 旅費運用について」を参照し、的確に見積もること。

需用費

ア 消耗品費

- ・総額での要求は慎み、根拠のある積算をすること。
- ・追録、定期刊行物を再点検し、必要度の低いものは解約すること。
- ・各課のプリンターのトナー及びコピー用紙等については、過去の実績を勘案し、積算すること。ただし、補助事業の事務費で計上できるものは、極力補助事業所管課で積極的に計上すること。

イ 燃料費

- ・別添「燃料費等予算単価表」により施設の実績等を十分勘案した上で見積もることとするが、過大積算は避けること。

ウ 食糧費

- ・原則、施設の来客用・会議用・災害対策以外は認めない。職員分については、特別の事情のあるものを除いては、公費支出は一切認めないものとする。

エ 印刷製本費

- ・内部印刷機の活用、広報紙への掲載等により経費削減に努めること。
- ・印刷部数は必要最小部数とすること。

オ 光熱水費

- ・極力、使用制限に努めるとともに、実績等を十分に把握し、見積もること。
- ・施設については、年間の実績が把握できる「[施設の維持管理経費一覧表](#)」(様式6)を必ず作成すること。

カ 修繕料

- ・必要度、緊急度を調査し、優先順位を付けたうえで計画的に行うこと。
- ・施設の維持修繕費についても、最小限の見積りとすること。
- ・予算総額には限りがあるため、前年度等の予算配分額を考慮した上で、現実的な数値で予算を見積もること。

役務費

- ア 通信運搬費については、実績に応じて見積もるとともに、補助事業の事務費も有効に活用すること。

- イ 手数料については、的確に対象把握を行い積算漏れのないようにすること。また、新聞折込料については、市広報媒体で対応が困難なものを厳選し積算すること。

- ウ 市民への事業等の周知については、「おしらせ版」を最大限に活用すること。

委託料

- ア 委託内容及び委託先について、十分精査・検討するなど安易な計上は慎むとともに、参考見積りを徴するなど適正な費用で積算すること。

- イ 同一の業務内容であっても、委託先により大きな価格差が見受けられるため、業者の統一などを積極的に実施し、経費節減に努めること。
- ウ 指定管理者による施設管理している施設については、指定管理者と十分に協議・調整した上で、指定管理料を見積もること。この場合、施設毎に取り扱いが大きく異なることのないように企画推進課と十分な調整をすること。
- エ 委託内容の詳細な内訳を示し委託料額の根拠を示すこと。なお、指定管理者管理施設については、指定管理者から提出された事業計画書も併せて提出すること。
- オ 民間委託の推進は重要であるが、経費抑制の観点から安易に業務委託せず、内部執行にも努めること。
- カ 市有バスの運転委託料については、現行の委託単価で積算すること。
- キ 「後期高齢者医療制度」の施行に伴い、総合検診等のあり方について関係課等を十分に協議した上で経費の重複がないようにすること。
- 使用料及び賃借料
- ア 市営駐車場等のように民有地を借上げしている土地で、現在では、行政効果等が著しく低下していると考えられている借地については、費用対効果の面からも積極的に返還すること。
- イ 庁舎のコピー機・印刷機等のリース料は総務課の指示により計上すること。各施設分については、各所管課で計上すること。また、経費節減のため複合機への移行等の検討も行うこと。
- ウ 契約期間満了に伴う機種更新を安易に行わず、再リース等の措置を講ずること。また、業者・機種の統一化も積極的に行い、経費節減に努めること。
- エ 自動車借上料を計上する場合、観光バス、マイクロバス（レンタカー）などその借入種別が特定できるようにすること。
- オ 有料道路通行料については、各事業費目で従来どおり計上することとなるが、旅費積算等との関連性を可能な限り確保すること。
- カ 公用車のリースによる増車は、原則、認めないものであること。
- 備品購入費
- ア 原則、公用車の増車は控えるものとする。
- イ 庁用備品等の新規購入については、控えるものとする。
- ウ 学校備品、保育備品など経常的な備品の購入費については、前年度当初予算を参考に、現実的な数値で見積もること。
- その他
- ア 公用車
- ・車両毎の総経費がわかるように「[公用車経費一覧表](#)」(様式7)を作成すること。
- イ 新規システムの導入
- ・新規システム等の導入を検討する場合は、情報政策課と協議するとともに、その必要性、導入効果、維持管理費等を十分に検証し、他市の導入状況も把

握するなどして、適切な額を見積り計上すること。

- ・他団体の共同開発システムといえども、上記事項を十分に検証した上で予算見積りすること。

ウ 交際費

- ・平成 19 年度予算額と比べ増額とならないようにすること。

エ 長期継続契約分

- ・長期継続契約に基づく見積りについては、新規・継続分ともに予算積算書に『長期継続』である旨を明記すること。

オ 公共サービス協働化の取り組み

- ・行財政改革推進課へ提出した市民との協働化提案結果より見積もること。この場合、予算積算書に『市民協働』である旨を明記すること。

(3) 維持補修費

施設の点検等により現状を把握したうえで緊急度・優先度等を勘案して計画的な修繕に努めて計上すること。また、今後の施設の活用計画(統廃合含む。)も検討して見積もること。

(4) 扶助費

- ・措置件数、措置内容の傾向と国府の動向等を的確に把握するとともに、その基準内容、効果の検討を常に行い、適正な給付に努めて計上すること。
- ・国府の補助金が廃止・削減等されたものについては、原則、一般財源での補てんはしないものとする。

(5) 補助費等(報償費、保険料、負補交、補補賠、公課費等)

報償費

- ・謝礼金等の単価について、その妥当性等を十分検討し積算すること。
- ・報償品については、具体的な品目を想定し現実的な積算に心掛けること。また、参加賞・記念品等のように一律に配布するものについては、原則、廃止すること。(参加料等を徴収するものは除く。)

保険料

- ・財産管理課からの指示単価(一覧表等)により正確な額で積算すること。
- ・個別の保険加入は、総合賠償補償保険の対象外となるようなものに限り検討すること。
- ・視察等での傷害保険料は、原則、認めないものであること。

負担金、補助及び交付金

ア 負担金と補助金の区分が不明瞭なものが見受けられるため、その内容により適正な区分に整理すること。

イ 負担金

- ・ほとんどが法令外負担金であるため、その必要性及び行政効果を再度検討し、真に必要なもののみを計上すること。
- ・負担金等の積算根拠を必ず把握しておくこと。
- ・行政効果の乏しいものについては、会等からの脱退も検討すること。

ウ 補助金

- ・「補助金検討会議」の検討結果に基づき予算を見積りすること。
- ・全ての補助金について、補助要綱を定め明確な基準により交付できるように努め、説明責任が果たせるように努めること。
- ・終期設定を行うなど、積極的な見直しを図ること。
- ・継続的に財政負担が及ぶ補助金等は、原則、新設しないこと。なお、新設補助金は、骨格型予算のため6月補正での予算措置となること。
- ・公共的団体への市所有マイクロバスの貸出しは廃止されたが、公共的団体がバス等を借上げるための補助金の増額は認めないものであること。

エ 交付金

- ・交付基準等に基づき適正に積算すること。また、交付基準等については、安易に変更しないようにすること。

(6) 投資的経費（事業費）

- ・総合計画（実施計画）では、大型事業が多く計上されているが、厳しい財源状況に伴い例年実施している既存事業の事業費は大きく圧縮する必要があるため、この点に留意し、予算を見積もること。
- ・総合計画（実施計画）に計上済の事業であっても、その必要度、緊急度、行政効果を検討するとともに、将来にわたる財政負担なども考慮し実施事業を厳選すること。
- ・事業の優先順位を必ず付すること。なお、予算積算書での個別箇所毎の工事費等にも優先順位を付すること。
- ・「会計年度独立の原則」の例外として位置づけられている繰越事業が非常に多くある現状においては、予算過剰と言わざるを得ない。このため、確実に平成20年度内に事業完了できる事業量のみを予算見積もりすること。
 人員増を期待した事業量の積算は絶対にしないこと。
- ・事業執行段階で事業費が増加、予算の組替や大幅な流用となるような安易な積算は厳に慎むこと。
- ・事業が複数年に及ぶ場合は、事業着手年度から完了予定年度までの事業費が把握できるように「[普通建設事業計画表](#)」(様式8)を作成すること。
- ・市債を財源とする事業は、事業所管課で市債積算すること。また、市債活用事業については、後年度の検査等に対応するため補助事業に準じた事務処理をする必要があるとともに、それへの対応もする必要があることに留意すること。
- ・国府の補助事業と市単独事業分が混在する場合は、予算見積書に補助対象分と補

助対象外分を明記するなど、容易に経費把握ができるようにしておくこと。

ア 補助事業

- ・国等の予算の動向を把握し、確実な見通しのもとで積算すること。
- ・原則、補助基本額で見積もること。(単費調整額は必要最小限とすること。)
- ・補助金等が廃止・縮減されたものについては、事業そのものの廃止・縮減を原則とする。
- ・補助対象となる人件費、事務費については、最大限に活用すること。
- ・補助事業実施に伴う関連単独工事分についても、その積算内訳を明らかにすること。

イ 単独事業

- ・緊急性、投資効果、施設の運営方法、維持管理の見通し等について十分な検討を加え、真に事業効果があるものに限定すること。
- ・用地取得及び家屋移転等を伴う事業については、同意見込みのある事業についてのみ、予算見積りすること。
- ・見積りにあたっては、適正な延長、規模等を検討し必要最小限とすること。
- ・一般会計においては、市債を財源とする事業で、その地方債が下記のものに該当する場合は、起債対象事業費の2.75%を起債事務費として計上する予定としているため、当該事務費分も併せて予算見積りすること。

【事務費計上対象市債】

合併特例事業債(推進債、一般会計出資債を除く。) 辺地対策事業債、
過疎対策事業債

(7) 繰出金

- ・平成19年7月に策定した「財政計画」の繰出金額を基本とするが、特別会計等の将来的な事業計画及び財政計画等を作成した上で計上すること。この場合、政府資金等補償金免除の繰上償還分についても、その影響額を加味すること。
- ・平成20年4月からの「後期高齢者医療制度」施行に伴い、関係する特別会計については、情報収集を十分に行い関係課とも調整した上で適切な額で見積もること。
- ・「会計独立の原則」に則り、安易に一般会計からの繰り出しに頼ることがないように努めること。
- ・特別会計等の所管課は、繰出し基準どおりに積算した場合の「[繰出し基準調書](#)」(様式10)を作成し、予算見積書とともに提出すること。その場合、「繰出し基準額=一般会計繰出金」となるものではないので、その点に特に留意すること。また、一般会計の繰出基準に該当するからといって、安易に事業拡大等をするものがないように努めること。

5 プロジェクトチーム（PT）

プロジェクトチームによるアクションプランについては、総合戦略課と十分に調整した上で、事業所管課で予算見積もりすること。この場合、予算積算書に『PT』と明記すること。

6 債務負担行為に関する事項

債務負担行為は、後年度における財政負担を義務付けるものであるとともに、財政健全化指標の一つである『実質公債費比率』にも反映されることとなるため、その設定については、慎重に取り扱うこと。また、対象事業及び限度額について十分精査し、真に必要なものに限り設定すること。

債務負担行為を設定しようとする場合は、[「債務負担行為設定明細書」](#)（様式 4）を作成すること。

7 継続費に関する事項

継続費とは、複数年度にわたって執行しなければ、その目的が達成されない建設事業などについて、予め期間、事業費総額及び年度毎の支出予定額を定め、これにより数カ年度にわたって支出する経費のことをいうものである。

平成20年度以降については、複数年度に実施する普通建設事業は、「継続費」で予算計上をするため、より厳格な計画により事業費を精査した上で、[「継続費設定明細書」](#)（様式 5）を作成すること。なお、原則、普通建設事業の「債務負担行為」の設定はしないものとしている。

継続費と債務負担行為は、「会計年度独立の原則」の例外として位置づけられ、複数年度での契約行為を可能とすることでは同様であると考えられるが、その大きな相違点は下記のとおりである。

事 項	債務負担行為	継 続 費
抜本的な相違点	将来の債務を負担する行為	将来の支出を約束するもの
期間の設定	次年度以降分を期間設定（期間の制限はなし）	当該年度を含め全期間の設定が必要（概ね5年以内）
総事業費（限度額）の設定	次年度以降分の総額又は数値計上が困難な場合は文字での設定も可能	数値計上
年次割事業費	表記しない	表記する必要あり

8 市民局予算に関する事項

本庁と市民局の予算の関係については、本庁部局と市民局でよく調整した上で本庁部局が一括して予算見積書を作成すること。

ただし、一つの事業全体が一つの市民局の配当予算となる場合については、当該市民局で予算見積書を作成するものとする。

本庁機能を有する部課は、各市民局へ要望照会及び内容聴取等を予算見積書提出時まで実施し、市民局の意見調整を実施し、市民局間で取り扱いの相違が生じないように調整すること。(普通建設事業費を除く。)

本庁部課と市民局との連携を深め、可能な限り情報の共有を図ること。

9 特別会計及び公営企業会計に関する事項

財政の健全化は、全会計を通じて要請されるものであるから、前記事項中の関連事項及びその趣旨は、特別会計及び企業会計の予算編成に当たっても十分配慮するとともに、特に次の点に留意すること。

- (1) 特別会計は、原則、“独立採算制”の堅持に努めるとともに、一般会計に準じ管理的経費の増高を避け、各会計の設置目的に沿って年間所要額を見積ること。また、一般会計からの繰出しに頼った事務経費については、徹底的に抑制を図るとともに、新規の事務事業は、厳に慎むこと。
- (2) 国民健康保険、老人保健、介護保険等については、府の指示額等が未確定で予算積算が困難な場合は、暫定的な数値により代用したものを計上すること。ただし、代用数値についても一般会計との繰出し関係については整合性を図ること。また、後期高齢者医療制度との関係を整理しておくこと。
- (3) 企業会計については、一般会計との経費負担区分の明確化を図るとともに、業務運営の合理化・能率化に徹し、長期的見通しに立って企業としての独立採算制、経営の健全化を基本とした予算見積もりに努めること。

10 事業別予算説明書

予算内容の説明資料として「**事業別予算説明書**」を作成することとしているが、その様式等の詳細については、後日、財政課より別途、指示するものであること。

11 財務会計への予算要求入力について

紙ベースでの「**予算見積書**」(様式 1~3)を作成するとともに、併せて、原課で財務会計システムへの予算要求を入力するという並行方式とする。

財源充当入力については、財政課で一括して行うこととしているため原課では、歳入予算見積書に歳出の充当先及び充当金額を必ず明記しておくこと。

12 予算見積書の提出等について

(1) 予算編成等の日程(予定)は、別記「**予算編成スケジュール**」のとおり。

(2) 財務入力・提出期限 **平成19年11月30日(金) 厳守**

様式 1~3 は、紙ベースで3部提出すること。

様式 A 及び 4~10 は、電子データで提出すること。

(3) 提出書類 (A 4 版)

- ア 一般会計予算特徴的施策調書 (様式 A-1~4)
- イ 歳入予算節別見積書 (様式 1)
- ウ 歳出予算事業別見積書 (様式 2)
- エ 歳出予算事業別積算書 (様式 3)
- オ 債務負担行為設定明細書 (様式 4)
- カ 継続費設定明細書 (様式 5)
- キ 施設の維持管理経費一覧表 (様式 6)
- ク 公用車経費一覧表 (様式 7)
- ケ 普通建設事業計画表 (様式 8)
- コ 臨時職員等予算要求一覧表 (様式 9)
- サ 繰出し基準調書 (様式 10)
- シ 事業別予算説明書 別途通知

(4) ヒアリング日程

後日通知するが、12月中に財政課等での事務ヒアリング及び市長の1次ヒアリングを実施する予定。

(5) 特別会計等

一般会計の日程に準じ、独自に予算を編成すること。ただし、一般会計と関連のあるものについては、一般会計の日程に合わせることを。

(6) その他

- ・各様式については、必ず今回の予算編成方針で示した様式を用いること。
- ・予算編成に係る疑義等については、別紙「予算編成事務処理に係る質問票」により財政課へ照会すること。
- ・予算編成通知後にその取扱い等を変更する場合は、別途、事務連絡等で通知することとしていること。

平成20年度京丹後市一般会計予算編成スケジュール(予定)

(H19.10.17現在)

項 目	作 業 日 程	財政課	各 部 局	理 事 者
予算編成方針等に係る市長協議	H19.10.11			
予算編成方針等の通知〔HP〕	H19.10.17			
補正予算(12月)編成に係る通知〔HP〕	H19.10.17			
市長海外出張(H19.11.1~H19.11.5)				
補正予算(12月)見積書提出	H19.11.9			
補正予算(12月)各部局財政課ヒアリング	H19.11.14~16			
補正予算(12月)理事者査定	H19.11.19			
予算見積書提出〔HP〕	H19.11.30			
決算見込額調 作成指示	H19.12.初旬			
12月定例会(初日)	H19.12.3			
予算各部局財政課ヒアリング	H19.12.4~			
12月定例会(一般質問)	H19.12.12~14			
12月定例会(最終日)	H19.12.20			
理事者ヒアリング(1次) 特徴的施策を中心	H19.12下旬			
決算見込額調 提出期限	H20.1.7			
補正予算(3月)編成に係る通知	H20.1 中旬			
予算部長査定(総務部長・企画政策部長)〔HP〕	H20.1 中旬			
予算理事者査定(2次)〔HP〕 補助金査定	H20.1 中旬			
地区要望事業の地元返却	H20.1 下旬			
予算説明書作成指示	H20.1 下旬			
予算理事者査定(最終) 骨格型予算(案)の確定	H20.1下旬~2初旬			
予算説明書提出期限	H20.2 上旬			
補正予算(3月)見積書提出	H20.2 上旬			
補正予算(3月)各部局財政課ヒアリング	H20.2 上旬			
補正予算(3月)理事者査定	H20.2 中旬			
H20当初予算の関係については、印刷日数が最低10日間が必要なことから、遅くとも2月10日頃までに予算案の決定が必要となる。				